

第4回都市政策部会における意見の対応整理表

目 次

- 将来像の実現に向けた基本方針 1
 - (1) 魅力あふれる都市
 - (2) 住民主体のまちづくりが進む都市

- 具体の制度運用 4
 - (1) コンパクト+ネットワーク型の都市
 - (2) 安全・安心に暮らせる都市
 - (3) 活力を生み出す都市
 - (4) 魅力あふれる都市
 - (5) 住民主体のまちづくりが進む都市

- 広島県都市計画制度運用方針（素案） 17
 - ・今後の都市計画行政において考えられる課題について
 - ・構成について
 - ・新旧対照について

○将来像の実現に向けた基本方針

(1) 魅力あふれる都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>③住民主体による提案制度の活用 (前回資料7 P20)</p>	<p>「住民のホスピタリティーが浸透していない」というのは非常にひっかかるところがある。また、イメージ図について、左側の現状認識で使っている言葉が、右側の将来像で出てこないというのは、説明としてわかりにくい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「住民のホスピタリティー精神が浸透していない」について削除します。また、現状認識と将来像の関係性が分かりやすくなるよう表現を修正します。</p> <p><対応案></p> <p>資料4 20 ページ ③住民主体による提案制度の活用</p> <p>■現状の都市像のイメージ</p> <p>「③住民が地域にある<u>自然景観や歴史的建造物、まちなみ、文化財などの魅力</u>に気付いておらず、人材やノウハウもないため、<u>地域資源を活用したまちづくり</u>ができていない。」に修正します。</p> <p>■施策展開後の将来像のイメージ</p> <p>「③まちづくりに関する制度の普及・啓発、都市計画提案制度の活用などにより、地域における魅力ある景観形成や地域特性に応じた魅力あるまちなみの創出を図るなど、本県の特徴である『平和』をキーワードとする世界的な知名度」「内海と山々が織りなす豊かな自然環境」など、<u>地域の自然景観や歴史的建築物、まちなみ、文化財などの資源</u>を活用した多様な人々を呼び込む環境を整備・創出する取組を促進する。」に修正します。</p>

(2) 住民主体のまちづくりが進む都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>①段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進 (前回資料7 P22)</p> <p>②都市計画に関する知識の普及・啓発 (前回資料7 P23)</p>	<p>・イメージ図について、矢印の行き先は「まちづくり」ではなく「あるべき将来像」だろうし、「行政」や「住民」についても整理が必要であり、図を再考した方がいい。</p> <p>・住民主体のまちづくりが進む都市のイメージ図について同じものとなっているが、1つは住民からの取組、もう1つは住民に向けた取組になろうと思うので、図が一緒だと理解しにくい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、段階的かつ着実な住民主体のまちづくりの推進に係るイメージ図について、「目指すべき将来像」へ向けてまちづくりを行う表現とし、「行政」、「住民等」についても構成の見直しを行います。</p> <p>また大きく2つに方針を分け、「主体的にまちづくりを行う人材がいない場合」と「主体的にまちづくりを行う人材がいるものの、住民主体のまちづくりが進んでいない場合」とに分けて記載いたします。</p> <p>なお、住民からの取組、住民に向けた取組を明確にするため、住民主体のまちづくりが進む都市に係るイメージ図における内容を修正するとともに、住民からの取組を赤色で、住民に向けた取組を緑色で表現しております。</p> <p><対応案></p> <p>資料4 22 ページ (1) 主体的にまちづくりを行う人材がいない場合</p> <p>■イメージ図</p> <p>「まちづくりの担い手を育成する環境が整っておらず、主体的にまちづくりを行う人材が不足している」という状況に対し、「主体的にまちづくりを行う人材(まちづくりリーダー)の育成を行う」というイメージに修正します。</p> <p>■施策展開前</p> <p>「①地域のまちづくりへの関心が高まっており、よりまちづくりへの機運醸成が必要な状況であるが、<u>まちづくりの担い手を育成する環境が整っておらず、主体的にまちづくりを行う人材が不足している。</u>」に修正します。</p> <p>■施策展開後</p> <p>「①まちづくりの担い手として住民が自発的にまちづくりに参加することを促すため、<u>行政がまちづくりや都市計画に関する広報・周知活動、民間団体の交流の場づくり、まちづくり協議会や住民参加型ワークショップの開催などを図ることにより、主体的にまちづくりを行う人材(まちづくりリーダー)の育成を促進する。</u>」に修正します。</p> <p>資料4 23 ページ (2) 主体的にまちづくりを行う人材がいるものの、住民主体のまちづくりが進んでいない場合</p> <p>■イメージ図</p>

		<p>「主体的にまちづくりを行う人材がいながらも、住民発意型のまちづくり進んでいない」という状況に対し、「行政が住民等に対し、まちづくりと都市計画に関する知識の普及・啓発を図ることにより、住民等から都市計画の案の提案がされるなど、住民等による主体的なまちづくりが行われる」というイメージに修正します。</p> <p>■施策展開前</p> <p>「<u>②主体的にまちづくりを行う人材はいるものの、まちづくり手法や都市計画に関する知識や経験が乏しいため、住民等が主体となったまちづくりにつながりにくく、住民側から行政へまちづくりの意見や要望を挙げた上で、行政が主体となりまちづくりを行うなど、住民発意型のまちづくりが進んでいない。</u>」に修正します。</p> <p>■施策展開後</p> <p>「<u>②行政から住民等に対し、都市の状況・制度をはじめとする情報発信の強化・充実などを行うことにより、住民等のまちづくりと都市計画に関する知識の普及・啓発、理解の促進を図ることで、住民側から都市計画提案制度を活用した都市計画の案の提案がなされるなど、住民等が積極的にまちづくりに関わり、住民等と行政が協働しつつ、住民等による主体的なまちづくりを促進する。</u>」に修正します。</p>
--	--	--

○具体の制度運用

(1) コンパクト+ネットワーク型の都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>③区域区分の新規設定 (前回資料8 P7)</p>	<p>区域区分の適用を検討することについて、実施主体を明示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、区域区分の適用を検討する主体が分かるよう修正します。</p> <p><対応案> 資料5 7ページ 区域区分の新規設定</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「このため、非線引き都市計画区域について、集約型都市構造に向けた都市づくりを目指す観点から、市町の意向に基づき、<u>県は新たに区域区分の適用を検討する。</u></p> <p>また、市町村合併に伴い、一つの市町の中に線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域が地形的に分断されず近接して存在する場合、市町の意向に基づき、<u>県は都市計画区域を統合し、非線引き都市計画区域に新たに区域区分の適用を検討する。</u>」に修正します。</p>
<p>⑥用途地域の変更 (前回資料8 P20)</p>	<p>用途地域の変更について、県の役割を具体的に記述してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、用途地域の変更にあたっての県の役割を追記します。</p> <p><対応案> 資料5 20ページ 用途地域の変更(資料5 41ページも同様)</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「市町が用途地域の指定基準や見直し方針を定め、用途地域制度の適切な運用を図ることにより、住居系、商業・業務系、工業・流通系などの用途に応じた秩序ある土地利用を誘導するとともに、適時適切な見直しを行うことで、住民のニーズを踏まえた柔軟な運用を行う。</p> <p>集約型都市構造に向けた都市づくりを進める上で、目指すべき市街地像に変更が生じ、新たな市街地像に対応して土地利用の転換を図る場合は、用途地域の見直しを検討する。</p> <p><u>なお、用途地域の変更を行うにあたっては、各市町は素案などを作成する段階から県関係機関との調整を進めるものとし、県は技術的な助言を行うとともに、必要に応じて、用途地域の変更により隣接市町へ影響が及ぶと考えられる場合は関係市町との広域的な調整を行う。</u>」に修正します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
<p>⑨市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導 (前回資料8 P31)</p>	<p>立地適正化計画を用いて都市の集約化を図るにあたり、実施主体を明示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、立地適正化計画の策定主体が市町であることが分かるよう修正します。 ※県の役割としては、立地適正化計画の策定に向けて、本運用方針において居住・都市機能の誘導に関する方針を示すとともに、関係市町間の広域的な調整を行う。</p> <p><対応案> 資料5 31 ページ 市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導 (資料5 1 ページも同様)</p> <p>■具体の制度運用 「人口減少が見込まれる中、日常生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、一定のエリアにおいて居住を誘導し、人口密度を維持する必要がある。そのため、<u>市町</u>は都市全体における人口や土地利用、交通や財政の状況及び将来の見通しを勘案しつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行えるよう、立地適正化計画において都市機能や居住が集積している市町の中心拠点や地域の生活拠点、市町村合併前の旧市町村の中心部などを拠点として位置付けるとともに、居住誘導区域に設定し、長期的に居住の誘導による都市の集約化を図る。」に修正します。</p>
<p>⑩特定用途制限地域と一体運用による建蔽率・容積率などの最高限度の引き下げ (前回資料8 P45)</p>	<p>特定用途制限地域の指定を検討することについて、実施主体を明示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、特定用途制限地域の指定を検討する主体が分かるよう修正します。</p> <p><対応案> 資料5 45 ページ 特定用途制限地域と一体運用による建蔽率・容積率などの最高限度の引き下げ (資料7 11 ページも同様)</p> <p>■具体の制度運用 「<u>市町</u>は、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成などを行うため、良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物などの建築を制限する必要がある場合は、特定用途制限地域の指定を検討する。」に修正します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
<p>⑩多彩なまちづくり制度の活用を促進するメニュー集の作成 (前回資料8 P49)</p>	<p>メニュー集の作成主体を明示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、メニュー集の作成主体が分かるよう修正します。</p> <p><対応案> 資料5 49ページ 多彩なまちづくり制度の活用を促進するメニュー集の作成</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「<u>県は、住民、事業者、市町などが主体的に取り組むまちづくりを支援するため、既成市街地における土地利用に関する多彩な都市計画制度の中から、地域のニーズに応じた的確・効果的な制度選択と活用を促進するためのメニュー集を作成する。</u>」に修正します。</p>
<p>⑫市街地再開発事業 (前回資料8 P65)</p>	<p>整備手法として検討することについて、実施主体を明示してほしい。また、県の役割を具体的に記述してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、市街地再開発事業や地区計画などの検討主体が分かるよう修正します。</p> <p><対応案> 資料5 65ページ 市街地再開発事業(資料7 25ページも同様)</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「市街地再開発事業は、市街地内の都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業である。</p> <p><u>県、市町は、中心市街地や周辺の拠点地区における良好な市街地形成に有効な整備手法として検討するとともに、民間による事業の促進のために指導や技術的な支援を検討する。</u></p> <p>また、<u>市町は、市街地再開発事業の事業展開に応じて、適切な宅地の利用により目指すべき市街地の形成や良好な都市環境の保全が図られるよう、必要に応じて地区計画なども併せて検討する。</u>」に修正します。</p>

(2) 安全・安心に暮らせる都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>③密集市街地の防災性の向上 (前回資料9 P11)</p>	<p>密集市街地の防災性を向上させる取組について、コスト負担策があるのか教えていただきたい。</p>	<p>・建築物の不燃化について 国では、「防災街区整備事業」などで建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部を補助する制度を設けています。</p> <p>なお、補助制度については、制度改正などにより制度名や補助メニューが変更となる場合があるため、本運用方針において個別補助制度の記載はしていません。</p>
<p>⑥建築物や宅地の耐震化・防災対策の推進 (前回資料9 P19)</p>	<p>建築物や宅地の耐震化・防災対策について、コスト負担策があるのか教えていただきたい。</p>	<p>①建築物の耐震化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町において、住民が木造住宅の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を補助する制度を設けています。 ・一部の市町では、不特定多数の人が利用する大規模な建物や重要な避難路などの沿道建築物の耐震診断の費用の一部を補助する制度などを設けています。 ・国及び県では、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けた広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に係る費用の一部を補助する制度を設けています。 <p>②宅地の耐震化について</p> <p>国では、地方公共団体及び宅地所有者などを対象として、大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。</p> <p>なお、補助制度については、制度改正などにより制度名や補助メニューが変更となる場合があるため、本運用方針において個別補助制度の記載はしていません。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
<p>①空き家対策 (前回資料9 P31)</p>	<p>空き家の発生は、耐震化や不燃化のためのコスト負担が困難であったり、放置しても所有者に不利益が発生しないなどの要因があるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、空き家の発生原因について記述するとともに、根拠資料を追加します。</p> <p><対応案></p> <p>資料6 31 ページ 空き家対策</p> <p>■現状</p> <p>「県下の空き家数は増加傾向にあり、<u>その中には所有者の高齢化や遠方居住、経済的理由などから適正な管理がなされず【Ⅱ-①-1】</u>、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家が存在する【Ⅱ-①-2】。</p> <p>平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町が特定空き家の除却を含めた空き家対策を進める枠組みが整っている【Ⅱ-①-3】。」に修正します。</p> <p>■根拠資料</p> <p>現状の根拠資料に、「広島県空き家対策対応指針（平成27年2月 広島県空き家対策推進協議会）」に掲載されている「空き家問題等に関する市町アンケート調査」（平成26年11月）の結果から、「空き家の所有者が抱えていると思われる問題」の「①適正管理」「③除却」のグラフを追加します。</p>

(3) 活力を生み出す都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>⑥ミクストユースによる緩やかな土地利用の更新 (前回資料 10 P13)</p>	<p>「地場産業と既存集落の共存が望ましい場合」、「まちなか居住を促進することが望ましい場合」について誰が判断するか明示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、判断する主体が分かるよう修正します。</p> <p><対応案> 資料7 13 ページ ミクストユースによる緩やかな土地利用の更新 (資料5 55 ページも同様)</p> <p>■具体の制度運用 「<u>市町は集約型都市の構築を推進する中で、</u>地方都市のまちなかにおいて、地域の活力維持などのために、地場産業と既存集落の共存が望ましいと判断する場合には、限定的に、住商工の用途の混在を許容していくことも検討する。その場合、必要に応じて地区計画やその他の制度を併せて活用することにより、無秩序な混在状況に陥らないように配慮する。</p> <p><u>同様に、</u>都市部において、にぎわいを創出するために、まちなか居住を促進することが望ましいと判断する場合には、住商の用途混在を供用していくことも検討する。住宅供給が促進されにくい場合は、必要に応じて、地区計画などの活用により職住近接型の住宅供給を誘導する。」に修正します。</p>
<p>⑩市街地再開発事業 (前回資料 10 P25)</p>	<p>再開発等促進区などの指定を行うことについて、実施主体を明示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、市街地再開発事業や地区計画などの検討主体が分かるよう修正します。</p> <p><対応案> 資料7 25 ページ 市街地再開発事業 (資料5 65 ページも同様)</p> <p>■具体の制度運用 「<u>市町は、</u>必要に応じて再開発事業実施区域について再開発等促進区などの指定を行うことで、土地の高度利用を促進する。」に修正します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
<p>⑫歩きやすく移動しやすい都市空間づくり (前回資料 10 P31)</p>	<p>時代の変化に合わせ、都市計画駐車場の廃止・見直しを具体的に明記してはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、都市計画駐車場の廃止・見直しに係る記載を追加します。</p> <p><対応案></p> <p>資料7 31 ページ 歩きやすく移動しやすい都市空間づくり</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「また、市街地中心部における駐車場の散在や車両流入を抑制するため、附置義務駐車場条例の見直しや、立地適正化計画において駐車場の配置適正化・集約化を図る区域である駐車場配置適正化区域を定め、敷地ごとに求められていた駐車場の設置をエリア単位で集約して設置することなどを検討し、駐車場の配置適正化を図る。<u>併せて、都市計画駐車場について、周辺駐車場の需給状況、公共交通への転換や歩行者優先の都市構造への転換を踏まえ、廃止を含めた見直しの検討を行う。</u>」に修正します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
<p>⑬ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり (前回資料 10 P33)</p> <p>⑭ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり (前回資料 11 P3)</p>	<p>・「誰が」、「どうやって」エリアマネジメントの導入を促進するのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、エリアマネジメントの導入について課題を整理するとともに、導入主体や手法を明確にするため、県や市町による支援について記載を追加します。</p> <p><対応案> 資料7 33 ページ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり (資料8 3 ページも同様)</p> <p>■現状 「近年、エリアマネジメントの取組が全国で導入されている。エリアマネジメントとは、地域における良好な景観の創出や地域の価値を維持・向上させるための住民、事業者、地権者などによる主体的な取組で、導入するメリットとして、快適な地域環境の形成とその持続性の確保、快適な環境の形成による地域活力の回復・増進、活力増進による資産価値の維持・増大、活動そのものを通じて住民・事業者・地権者の地域への愛着や満足度が高まることなどがある。</p> <p>県内でもエリアマネジメントの取組が始まっているが【Ⅲ-⑬-1】、活動の普及には初期段階におけるまちづくりを行う人材の不足や活動資金の調達などの課題がある。」に修正します。</p> <p>■具体の制度運用 「<u>県や市町は、このような活動に取り組むエリアマネジメント団体の立ち上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など技術的な支援を行うことで、地域の仕組みや財産などを活用したまちづくりの促進を図る。</u> <u>また、まちづくりを継続的に行うためには、エリアマネジメント活動を行うための安定した財源の確保が必要となる。</u> <u>そのため、市町がエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、都市再生推進法人として指定したエリアマネジメント団体に交付金として交付する地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用を検討する。」を追記します。</u></p>

<p>⑬ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり (前回資料 10 P33)</p> <p>⑭ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり (前回資料 11 P3)</p>	<p>・エリアマネジメントは活力、魅力にも出てきており、エリアマネジメントをすればどちらも解決と受け止められかねないので、活力のための狙い、魅力のための狙いを明確化した方がいい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、活力、魅力のエリアマネジメントの取組を分けて記載するとともに、県と市町の取り組み方針について記載するよう修正します。</p> <p><対応案></p> <p>資料7 33 ページ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり</p> <p>■ 具体の制度運用</p> <p>「成熟社会を迎え、まちづくりもこれまでの量的拡大から質的充実への転換が求められる中、「開発=つくること」だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）の方法までを考えた開発を行うことが重要となっている。また、地域が抱える問題も多様化してきており、これまでのような行政主体による平均的・画一的なまちづくりでは対応が困難になってきている。</p> <p>このため、地域に暮らす住民・事業主・地権者などの多様な主体が連携し、地域の課題解決や地域の価値を高めるエリアマネジメントの取組が注目されている。</p> <p><u>この取組の中で、都市に活力やにぎわいの創出を図るため、まちの情報発信やイベント開催、道路・広場などの公共空間の利活用、空き家・空き地の再生などの具体的な取組を推進する必要がある。</u>」に修正します。</p> <p>資料8 3 ページ エリアマネジメントによる継続的な都市づくり</p> <p>■ 具体の制度運用</p> <p>「成熟社会を迎え、まちづくりもこれまでの量的拡大から質的充実への転換が求められる中、「開発=つくること」だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）の方法までを考えた開発を行うことが重要となっている。また、地域が抱える問題も多様化してきており、これまでのような行政主体による平均的・画一的なまちづくりでは対応が困難になってきている。</p> <p>このため、地域に暮らす住民・事業主・地権者などの多様な主体が連携し、地域の課題解決や地域の価値を高めるエリアマネジメントの取組が注目されている。</p> <p><u>この取組の中で、まちの魅力を高めるため、景観形成に関するガイドラインの作成や、それに基づくまちなみ、緑化空間、公開空地の適切な維持・管理などの具体的な取組を推進する必要がある。」</u>」に修正します。</p>
--	---	---

(4) 魅力あふれる都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>①老朽建物の更新を契機とした個性的で魅力的な都市空間づくり (前回資料 11 P1)</p>	<p>それぞれの市町の魅力の打ち出し方について、県ではなく市町が当事者となるほうが推進していきやすいと思う。魅力とは何か、市町に自分でしっかり考えてもらうことを促す記載が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、それぞれの市町の魅力の打ち出し方については、県ではなく市町が当事者となって考えていく必要があると考えます。なお、事務局としては、そのまちの将来像に向かって取組を進めていくのは市町だけでなく、住民も関わっていく必要があることから、市町と住民が連携してエリアの将来像やまちづくりのコンセプトを定め、それに基づいて魅力あるまちなみの形成を図っていくという表現に修正します。</p> <p><対応案></p> <p>資料8 1 ページ 老朽建物の更新に合わせた個性的で魅力的な空間づくり</p> <p>■具体の制度運用</p> <p><u>「老朽建物の更新が個別に進められた場合、建物の形態意匠などがばらばらで、統一感のないまちなみが形成されたり、空き家や空き地などの低未利用地が発生したりするなど、まちの魅力の低下を招くおそれがある。</u></p> <p><u>このため、市町や地域住民が連携して、エリアの将来像やまちづくりのコンセプトを定め、それに基づいて、地区計画などを活用することにより、建築物の形態、意匠や壁面の位置などを制限し、地区の特性に応じた魅力あるまちなみの形成を図る。</u></p> <p><u>また、広島市・福山市の中心部など、地域の活力創出のため、土地の高度利用や業務・商業機能の充実・強化が必要とされる地区においては、市街地再開発事業による面的整備、既存建築物のリノベーションなどにより、個性的で魅力的な都市空間づくりを行う市街地整備を推進する。」</u>に修正します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
③景観法に基づく景観計画策定の推進 (前回資料 11 P7)	県の役割を具体的に記述してほしい。	<p>ご指摘を踏まえ、県の役割が分かるよう修正します。</p> <p><対応案></p> <p>資料8 7ページ 景観法に基づく景観計画策定の推進</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「景観に対する住民意識の高まりを好機とし、法に基づく良好な景観形成のための取組が進められている。今後は、良好で個性的な景観の保全・創出に向けて、<u>県は景観計画を未策定の市町においても景観法に基づく景観計画が策定されるよう促す。また、市町は景観計画の策定と併せて、景観計画の内容をより実効性のあるものとするため、景観地区の活用や、地域の実情に合った景観条例の制定を検討する。</u>」に修正します。</p>
⑤歴史的な景観の維持・向上 (前回資料 11 P13)	歴史ある建築物が使われず、何もできないまま放置されているものが多々見られるため、それを生かすシステムや利用できる制度をどうやって使っていくのか、もう少し分かりやすく書いていただきたい。	<p>ご指摘のとおり、歴史的な建造物が活用されないままとなっていることに対して、まちづくりの手法を活用して保存・活用していく必要があることから、資料8の13ページ「⑤歴史的な景観の維持・向上」において、利用できる制度を記載しております。また、ご指摘を踏まえ、どうやって活用していくのか分かりやすくなるよう表現を工夫します。</p> <p><対応案></p> <p>資料8 13ページ 歴史的な景観の維持・向上</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「本県には、地域ごとの伝統文化を今に伝える街道や港町、城下町、門前町など、歴史的なまちなみや建造物を有する地区が多く存在する。</p> <p><u>このように、地域の伝統文化、歴史的風致を今に伝える地区において、例えば、地域の個性ある景観の核となる個別の建造物については、市町が景観法に基づき景観計画を策定し、景観重要建造物の指定を行うことにより、所有者及び管理者に建造物の価値や重要性を認識してもらうとともに、適正な維持管理を義務付けるなど、歴史的なまちなみや建築物を保存する取組を推進する。</u></p> <p>また、歴史的まちなみを保全することの重要性に関する地域住民の理解を深め、伝統的建造物群保存地区などの都市計画の指定、エリアマネジメントや建築協定、景観協定、まちづくり協定などを活用した、地域住民による自律的な景観の維持・向上の取組を促進し、地域固有の魅力ある景観を将来に継承していく。」に修正します。</p>

(5) 住民主体のまちづくりが進む都市

項目	意見趣旨	対応方針
<p>①インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示 (前回資料 12 P1)</p>	<p>インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示について、世の中の的にもオープンデータ化の取組が議論されているという今の時流を受けた書き方をしてはどうか。また、都市計画の諸データの公開やオープンデータ化の取組を記載してはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、現状として、オープンデータ化の取組が求められているという表現を追加します。また、具体的な制度運用において、オープンデータ化に向けた取組の促進を記載します。</p> <p><対応案></p> <p>資料9 1 ページ インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示</p> <p>■現状</p> <p>「住民が自身の居住する土地などにかかっている規制について容易に確認できるよう、インターネット上において、GIS などを活用して都市計画の情報を開示している市町がある【V-①-1】。</p> <p><u>国としても、都市計画情報のオープンデータ化に向けた取組を推進しており、県や市町において更なるオープンデータ化の取組が求められている。</u>しかしながら、県において、県内市町と連携し、都市における人口、産業、土地利用などの現況及び将来の見通しを把握し、都市計画の運用を行うための基礎となる都市計画基礎調査を実施しているところであるが、その調査情報が公開されていないため、民間事業者も含めた様々な主体が容易に調査情報を閲覧できる状況にない。」に修正します。</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「インターネットその他の高度情報通信ネットワークの普及に伴い、都市づくりと都市計画の知識の普及・啓発、理解の促進に向け、常に住民が都市計画に関する情報を容易に閲覧できるように、ホームページや GIS などを用いた都市の状況や制度をはじめとする情報発信の強化・充実やオープンデータ化に向けた取組を促進する。</p> <p>また、民間事業による地域経済の活性化、都市構造に関する他都市との比較による行政の効率化、その他社会問題の解決に資するため、都市計画基礎調査に関する調査情報の利用・提供の手法や GIS などによる見える化を検討する。」に修正します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
<p>今後の都市計画行政において必要となる新たな制度の提案 (前回資料 14)</p>	<p>自力で情報にアクセスできない方がそのまま放置されないよう、皆が平等にアクセスできる仕組みを準備してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、資料 9 P21「⑩まちづくり事例集などの作成と活用支援」に住民への情報提供に関する記述を追加します。</p> <p><対応案> 資料 9 21 ページ まちづくり事例集などの作成と活用支援</p> <p>■具体の制度運用</p> <p>「市町による、まちづくりに関する制度や手法の全体像把握と活用に資するよう、県内の市町のみでなく、全国のまちづくりの先行・優良事例やまちづくりに関する条例などを収集・整理し、市町に提供するとともに、国土交通省などの資料集・事例集の活用を促進する。</p> <p><u>また、作成した資料集・事例集を県のホームページで公開したり、各市町の担当窓口での配布することにより、住民にまちづくりの手法に関する情報を提供するとともに、まちづくりに関する専門家の派遣などにより、住民のまちづくり活動を支援する。</u></p> <p><u>さらに、市町において、都市計画の素案の作成や都市のスポンジ化など都市計画に関する課題などの分析を行う際の参考とするため、都市計画基礎調査に関する調査情報の利用・提供の手法や GIS 化などによる見える化を検討する。</u>」に修正します。</p>

○広島県都市計画制度運用方針（素案）

項目	意見趣旨	対応方針
<p>今後の都市計画行政において考えられる課題について (前回資料 15)</p>	<p>平地が多い都市部の跡地利用と、傾斜がきつところや地盤が弱いところでの跡地利用というのは違うと思うので、住民が混同しないような書き方をした方がいい。</p>	<p>ご指摘のとおり、地形や地質条件などにより災害リスクが異なり、跡地利用の仕方も変わってくるため、そのことが伝わるよう表現を修正します。</p> <p><対応案> 資料 12 89 ページ</p> <p>4 <u>今後の都市計画行政において考えられる課題</u> <u>(1) 現行制度で既に対応が困難な都市づくりの課題への対応</u></p> <p>本運用方針は、現行の都市計画制度の運用の基本的な考え方を示すものであり、現行の都市計画制度では対応が困難な都市づくりの課題がある。</p> <p>特に、本県においては、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域に多くの人々が居住している状況が明らかとなっており、今後、土砂災害などによる被害を軽減するためにも、居住を誘導するのみでなく、災害リスクの低い区域への移転を早期に行う必要がある。</p> <p>しかしながら、現行の都市計画制度では、立地適正化計画のように居住を誘導する施策しかなく、居住を誘導するのに長期間を有する。</p> <p><u>また、移転後の跡地については、背後地が急傾斜地や谷地形である場合もあり、跡地利用にあたっては、地形・地質などを考慮した活用方法を検討する必要がある。</u></p> <p>こうした点を踏まえ、今後の都市計画行政において求められると考える対応を次のとおり整理する。</p> <p>○災害リスクの高い区域から居住の移転を促進するインセンティブの付与</p> <p>○<u>地形・地質を考慮した移転後の跡地に係る新たな土地活用</u></p>
	<p>20 年後のまちづくりに向けて必要となるものについて、各委員に想定されるものを聞き、問題提起はしておかないといけないのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、20 年後のまちづくりに向けて必要になると想定されるものについて各委員にご意見を伺い、資料 11 「概ね 20 年後のまちづくりに向けた問題提起」として整理しました。</p> <p>また、資料 11 を基に、資料 12 「広島県都市計画制度運用方針（素案）」の 89 ページにおいて「今後の都市計画行政において考えられる課題」として記載します。</p>

項目	意見趣旨	対応方針
構成について (前回資料 15)	全体が俯瞰できるよう、目次全体をフローで表すなど、どういう関係になっているのか示してもらいとわかりやすくなる。	ご指摘を踏まえ、全体の構成が俯瞰的に分かるような資料を追加します。 <対応案> 資料 12「広島県都市計画制度運用方針（素案）」の目次の後ろに、広島県都市計画制度運用方針の構成を追加します。
	従来の運用方針より非常に丁寧で、全然違うスタイルの書き方となっており、都市計画を知っている人にとっては分かりにくいものになっていないか。	ご指摘のとおり、都市計画の運用方策が将来像ごとに並んでおり、実務に携わる人にとっては分かりにくい構成になっていると考えています。そのため、前回の部会において事務局から説明しましたとおり、都市計画の制度や取組ごとに運用方策を整理したものを別冊として作成します。 <対応案> 資料 13「広島県都市計画制度運用方針 別冊（素案）」
新旧対照について (前回資料 15)	時代の変化に即した変更となっているか一目でわかるよう、なくなった項目や増えた項目を整理してはどうか。	ご指摘を踏まえ、現行の運用方針からの変更点を整理した表を作成します。 <対応案> 資料 14「広島県都市計画制度運用方針の変更点について」